



報道発表資料

山形労働局発表

平成 28 年 2 月 15 日 (月)

担	山形労働局職業安定部需給調整事業室 室長 石塚 富士巳 需給調整係長 石井 正宏
当	電話 023-626-6109 FAX 023-635-0580

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

山形労働局長（森田 啓司）は、本日下午記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第 6 条第 5 項に基づく労働者派遣事業停止命令並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 49 条第 1 項に基づく、労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分特定労働者派遣事業主

名 称 有限会社トライ
代表者の職氏名 代表取締役 米澤 武重
事業所の所在地 山形県南陽市赤湯 2962 番地の 7
届出に関する事項 届出受理年月日 平成 25 年 12 月 17 日
届出受理番号 特 06 - 300360

第 2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第 6 条第 5 項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり)
労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり)

第 3 処分理由

有限会社トライは、労働者派遣法改正法附則第 6 条第 2 項により適用される労働者派遣法第 23 条第 1 項において提出しなければならないとされている収支決算書について、平成 26 年度分について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年

4月17日労働省令第20号)第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

すべての労働者派遣事業について、労働者派遣法改正法附則第6条第2項及び労働者派遣法第23条第1項に定める収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法改正法附則第6条第2項及び労働者派遣法第23条第1項に定める収支決算書について、平成26年度分を提出すること。

(参考)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律 (抄)

附則 (特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間(当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)第1条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成27年改正前法」という。)第16条第1項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第26条第3項中「第5条第1項の許可を受けている」とあるのは「平成27年改正前法第16条第1項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3～4 (略)

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法(昭和22年法律第141号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6～7 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(事業報告等)

第23条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条 派遣元事業主は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書(様式第十一号)及び労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号)のとおりとする。

3 第1項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める期限とする。

一 労働者派遣事業報告書（様式第十一号）毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の六月三十日

二 労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）毎事業年度経過後三月が経過する日